



# りそな銀行アジアニュース

平成 21 年 7 月 10 日  
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【バンコック駐在員事務所】

## 「自動車産業を対象とした BOI の新設投資奨励策について」

タイ投資促進委員会 (BOI) は 6 月 10 日、自動車製造業を対象とし、新たな投資奨励策の導入を発表しました。国際的な有力自動車メーカーのタイへの生産拠点移転や先進技術を導入して自動車産業を高度化することを目指しています。2010 年 12 月末までに BOI に投資奨励申請書を提出すれば、投資奨励法の枠内で優遇を得ることができます。詳しくは以下の通りです。

### ・ 今回対象となる条件

1. これまでタイ国内で生産されておらず、新技術を用いたモデルの自動車を生産 (ハイブリッド車や代替燃料対応車等)。
2. 生産開始から 5 年以内に年間当たり 10 万台以上を生産。
3. 新規の組立ラインを設置。
4. 部品の生産あるいは調達計画を提示し BOI が承認。
5. 土地代と運転資金を除く投資額が 100 億バーツ以上。
6. BOI 認可証書に定められた実施期間の延長は不可。

### ・ 投資奨励特典

1. 工場立地のゾーン区分に拘わらず機械類に対する輸入税を免除。
2. 投資額に応じ一定期間法人所得税を免除。

2. 1 土地代と運転資金を除く投資額が 100 億バーツ以上で 150 億バーツ未満の場合は、5 年間免除。
2. 2 土地代と運転資金を除く投資額が 150 億バーツ以上の場合は、6 年間免除。

※ 2009 年内に投資奨励申請書を提出すれば、法人税免除期間をそれぞれ 1 年間追加されるが、法人税免除額合計は投資額を超えないものとする。

また、BOI は同日、認可企業の資金調達・事業拡大を促すと同時に証券市場の活性化を図ることを目的として、2012 年末までの措置として上場奨励策を開始すると発表しました。BOI の認可を得た全業種を対象とし、タイ証券取引所 (SET) または新興市場 (MAI) への上場認可を取得した企業は、BOI 認可業種に応じて課せられた法人税免除の制限が取り払われることとなります。

【出所:タイ投資促進委員会 HP】

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京) 電話 03-5223-6672  
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 \* 禁無断転載